

漁具破損被害抑制事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (原則事業開始予定の20日前まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日。

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先まで郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書の提出又は概算払い請求書の受理後約1箇月以内に支払います。

鳥取県に債権者登録をされていない方については振込依頼書の提出をお願いします。

資料提出・問い合わせ先

農林水産部水産振興局水産課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7317 tanakashu@pref.tottori.lg.jp